

かごしまコンパクトなまちづくりプランの概要

1. 背景と目的

- 人口減少と少子高齢化が進む中、誰もが安心、快適に生活できるまちを実現し、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とするためには、「居住」や「生活利便施設（商業、医療施設等）」がまとまって立地し、公共交通によりこれらの施設等に行くことができる『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えでまちづくりを進めることが重要であるとして、平成26年8月に改正都市再生特別措置法が施行され、市町村による「立地適正化計画」の策定が盛り込まれた。
- 本市では、コンパクトなまちづくりに向けた取組として、平成24年3月に策定した「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」に基づき、地域の核となる地区に生活利便施設を集約するための取組みを進めてきたが、これらの取組みをさらに進めるため、「かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）」を29年3月に策定した。
- 策定後には、推進協議会（外部）及び推進庁内会議を設置し、プランの着実な推進を図っている。

【土地利用ガイドプラン】

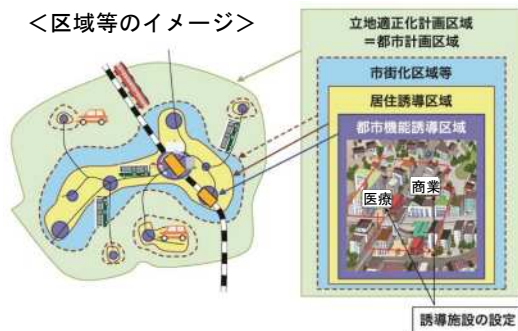
- 集約型都市構造の実現に向け、これまでの土地利用に関する取り組みに加え、市全域における望ましい商業集積の観点から、中心市街地、地域生活拠点、団地、既存集落等の地域の核となる拠点のあり方や店舗規模の上限等に関する考え方を示すものである。
- 立地適正化計画策定以降は、市街化調整区域及び都市計画区域外を対象としている。

2. 対象区域及び定める事項等

- 対象区域・・・鹿児島、吉田、喜入、松元、郡山の5都市計画区域
- 定める事項

○本市の現状や将来人口の推計に基づくまちづくりの 基本的方針
○一定の人口密度を維持し、日常生活に必要な施設や地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する 居住誘導区域
○日常生活に必要な商業、医療、金融施設を誘導する 都市機能誘導区域
○都市機能誘導区域に誘導すべき施設（ 誘導施設 ）※ 商業施設、診療所、銀行等
○プランの 目標年次と目標値（人口密度）
○居住や都市機能を誘導するための施策（ 誘導施策 ）

<区域等のイメージ>



(3) 届出制度

居住誘導区域外における住宅開発等の動きや、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備等の動きなどを把握するため、届出制度がある。

3. これまでの主な経過

- 令和元年11月 国の誘導施設への支援が強化されたことなどを踏まえて、「まちなか図書館」などの「公共が主体で整備する高次都市機能施設」を新たに誘導施設に追加する一部変更を実施。
- 令和3年9月 都市再生特別措置法施行令の改正に伴い、居住誘導区域から土砂災害特別警戒区域を除外する一部変更を実施。

4. 居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設

